

り、Aの利益を図る動機があったとしても、その必要性、緊急性が認められないから、同動機は本件融資の決定的な動機ではなく、本件融資は、主としてB、C、Dの利益を図る目的で行われたものである。

(3) 従って、Yらには特別背任罪の凶利目的があり、共謀による同罪の成立が認められる。

(4) これと同旨の原判断は正当であり、上告を棄却する。

三 まとめ

特別背任罪の凶利加害目的については、凶利加害の意欲ないし積極的認容までを要するものではないとするのが、判例である（最高決 昭六三・一一・二二 刑集四二―九一―二五一）。

第三者の利益を図る目的と本人の利益を図る目的とが併存する場合、どうなるか。本件判決は、第三者の利益に関する認識と認容がある場合、本人の利益を図る動機があつても、決定的動機でないときは、第三者凶利目的が認められるとした。

マスコミをにぎわした事件でもあり、参考になる点が多いと思われるので、紹介しておく。

最近の判例から

(16)

法人税の収益の計上時期

(東京高判 平一〇・七・一 判タ九八七―一八三)

辺見 博

法人税の課税について、不動産の販売による売上げの計上は、不動産の引渡しがあつた日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであり、その判断は、諸事情を考慮し、現実

の支配が移転した時期をもって行うべきであるとした事例（東京高裁 平成一〇年七月一日 確定 判例タイムズ九八七号一八三頁）。

一 事案の概要

業者Xは、昭和六二年九月一日、本件土地建物を、買主Aに、代金五五億円で売り渡し同日手付金五億円、一日中間金一〇億円を受領して、九月一日以降租税公課、危険負担及び賃貸料収入、維持管理費負担をAに移転した。

残代金四〇億円は、XのB住専からの借入金四〇億円をAが代位弁済する方法で、昭和六三年六月三〇日AがBに預金小切手を交付

し、翌七月一日決済された。なお、Xの帳簿上、本件土地建物の譲渡の日は、七月七日とされている。

Xは、昭和六三年六月期（昭和六二年七月から昭和六三年六月までの事業年度）の法人税の申告にあたり、本件売上げは平成元年六月期の収益であるとして、計上しなかつたところ、Y税務署長は、本件土地建物は昭和六二年九月に引渡しがあり、本件売上は昭和六三年六月期の収益となるとして、課税処分を行った。

Xは、本件土地建物の引渡しは昭和六三年七月一日であるとして、Yに対し、処分の取消しを求めた。

二 判決の要旨

第一審（東京地判 平九・一〇・二七判タ九八七―一八五）は、次のような判決を下した。

(1) 不動産の販売による売上げの計上時期については、不動産の引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入すべきであり、その判断は、諸事情を考慮し、現実の支配が移転した時期をもって行うべきである。

(2) 本件においては、九月一日以降賃貸人の地位をAが承継して、使用収益権能はAに移り、また、Aが公租公課等の費用を負担し、危険負担を負う合意があったから、Aが本件不動産の代金額から抵当権の被担保債権を控除した一五億円を支払った九月一日に、現実の支配を移転する合意があったものと認めるのが相当である。

(3) 従って、本件売上げは本件事業年度の収益となるが、Yの主張する超短期所有の土地譲渡（税率三〇％）ではなく、短期所有の土地譲渡（税率二〇％）に該当し、その差額分だけ本件更正処分は過大となるから、その分を取り消す。

Yが、控訴した。

控訴審（東京高判 平一〇・七・一 判夕九八七―一八三）も、原判決は相当であるととして、控訴を棄却した。

三 まとめ

本件は、不動産の代金五五億円のうち、抵

当権の被担保債権（四〇億円）を控除した一五億円を支払った時点で、現実の支配を移転する合意があり、四〇億円の代位弁済を待たずに、引渡しがあったとされた事例である。

これまでも、「目的物の現実支配が移転した場合に引渡しがあったと認めるのが相当で、不動産の場合、売主から買主に登記関係書類が交付されたか否か、代金の全部又は一部が支払われたか、売主の合意によって所有権移転登記を経由したか否か等を指標として合理的に判断すべきものと解される」とされている（福岡高判 昭六〇・四・二四 税資一四五―一九三、最高判 昭六一・一〇・九 税資一五四―一八）。